

# 岐阜県公報

第二千四百三十二号  
平成二十五年三月二十九日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 二二五

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 二二六

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 二二六

### 告示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正 (法務・情報公開課) 二二六

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示の一部改正 (環境管理課) 二二七

岐阜県保健医療計画(第六期)の公表 (健康福祉政策課) 二二七

家畜保健衛生所長印に関する告示の一部改正 (畜産課) 二二八

可児都市計画下水道事業の変更認可 (下水道課) 二二八

関ヶ原都市計画下水道事業の変更認可 (同) 二二八

岐阜都市計画下水道事業の変更認可 (同) 二二八

建築事務所長印に関する告示の一部改正 (建築指導課) 二二九

市営土地改良事業の換地処分 (農地整備課) 二二九

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

## 規則

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格Q一四〇〇一その他の国際標準化機構一四〇〇一に定める環境マネジメントシステムを構築し、及び実施しているもの」として審査登録機関に登録されている事業場につき、当該事業場を有する事業者」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の二号を加える。

一 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格Q一四〇〇一その他の国際標準化機構一四〇〇一に定める環境マネジメントシステムを構築し、及び実施しているものとして審査登録機関に登録されている事業場につき、当該事業場を有する事業者

二 その事業活動に係る環境配慮の状況について一般財団法人持続性推進機構(平成二十二年十二月二日に一般財団法人持続性推進機構という名称で設立された法人をいう。)による認証を受けている事業者

第七条中「次に掲げるとおり」を「次に掲げる事業者(前年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の発生量が千トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生

平成二十五年三月二十九日

量が五十トン以上である事業場につき、当該事業場を設置している事業者を除く。」に改める。

第十二条第三項第一号イ中「変更するもの」を「増大するに至るもの」に改め、同号水中「へにおいて同じ。」を削り、同号へ中「場合」の下に「排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるものを除く。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表二十三の項を次のように改める

二十三 削除

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

岐阜建築事務所	羽島市 山県市 瑞穂市 本巢市
西濃建築事務所	海津市 養老郡 不破郡 安八郡

羽島郡 本巢郡  
揖斐郡

を

岐阜・西濃建築事務所	羽島市 山県市 瑞穂市 本巢市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 本巢郡
------------	---

羽島郡  
に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百九十三号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示（平成七年岐阜県告示第二百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年に実施する試験から適用する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一中  
職業能力開発校  
入校生選考試験

学科試験の科 目別得点	回	上	職業たくみアカデミー及 クール
----------------	---	---	--------------------

ひ木工芸系入 回	上	主任計量者試験		総合得点	回	上
		職業能力開発校 入校生選考試験		学科試験の科 目別得点	回	上

計 画 策 定 所	運轉免許証等 受験票及び運 転免許証等	「 」
-----------	---------------------------	--------

岐阜県告示第百九十四号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示(昭和四十四年岐阜県告示第四百八十六号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

別表神戸町の部第三種区域の項中、「字観音堂及び大字末守字上五条野」を「及び字観音堂」に改め、同部第四種区域の項中「及び字午起」を「字午起及び大字末守字上五条野」に改め、同表輪之内町の部第三種区域の項を次のように改める。

第三種区域	四郷字新開、字上ノ切、字中ノ切、中郷新田字道上、字八反田、中郷字下切戸、字長池、里字中之池、字八町、福東新田字東沖、大吉新田字和ノ割、字知ノ割、下大樽新田字中沼、字中江、字柳原、福東字上沼、字中沼、字下沼、南波字村上、字村東、字村内、楡俣字松原、字一色、字村前、字梶屋及び字郷蔵下の各一部
-------	--

別表輪之内町の部第四種区域の項中「大藪字砂山の一部」を「大藪字砂山、中郷新田字道下、字東割、下大樽新田字中沼、字奥沼、下大樽字川原、南波字村東、字村内、楡

俣字松原及び字一色の各一部」に改め、同表安八町の部第三種区域の項中「東結字芝原北」を「及び東結字芝原北」に改め、同部第四種区域の項中「字堅割」の下に「及び字北山田」を加え、同表池田町の部第二種区域の項を次のように改める。

第二種区域	舟子字中通、字村下、段字新六田、字中野、字長田筋、字具籠、字大門、字村之内、般若畑字北出、字南出、字山畑、字北林、字北畑、字三田、宮地字上粕子、字中粕子、字下粕子、字五反田、字沼、字大門北、字大門先、字北出、字宮北、字村西、字宮南、字村中、字大門南、字裏ノ川南、字谷際、小牛、願成寺字大門末、字白竹、字村下、字村南、字堀次、字村前、字南屋敷、字北屋敷、字戌亥屋敷、字岩倉、字墳ノ越、字岡ノ坊、字早稲田、沓井、粕ヶ原、田中、萩原、本郷、草深、小寺字谷北、字谷南、字神田、字堂向、山洞、藤代字澤、字五反田、字大道、字村下、字伏木、字四反田、字松原、字南沖、字石佛、字櫻花、字野方、字段、字鎌ヶ谷、田畑、青柳、杉野、砂畑、上田、白鳥、下東野、六之井池野、八幡、片山字辰巳、字塚田、字割前、字北松戸、字南松戸、字中島、字上蛭田、字下蛭田、字東南号、字深町、字西南号、字社宮地、字柳町、字高畑、字袖ノ木、字一ノ井、字二ノ井、字柳ノ内、字野網、字谷田、字大門、字福田、字石淵、字六畑、字北高野、字南高野、字堀西、字京仙、市橋字廣野、字与四郎分、字向柳原、字明渡、字境目、字照満、字修理田、字北出、字井ノ口、字樋越、字宮ノ前、字花ノ木、字窓門、字開眼坊分、字北畑、字屋敷、字柳原、字港、字山下敷及び字七曲の各全部、舟子字萩ヶ谷、字萩ヶ谷新田、字村之内、字岩井宮西、段字北山田、字村之上、般若畑字白山、字武者穴、字野林、宮地字段原、願成寺字西墳ノ越、字住吉下、字北山田、字大谷越、小寺字山下、藤代字南林、字南谷、字鶴之屋敷、字上出、字大門、字鍋沖、片山字大畑、字東光寺及び市橋字岨の各一部
-------	--

岐阜県告示第百九十五号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項の規定により岐阜県保健医療計画(第六期)を定めたので、同条第十三項の規定により公表する。

なお、計画書は、岐阜県健康福祉部健康福祉政策課及び各保健所(保健所に置かれる事務所を含む。)に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第九十六号

家畜保健衛生所長印に関する告示（平成十二年岐阜県告示第二百八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 1を次のように改める。
- 1 中央家畜保健衛生所



書 体 てん書  
 大きさ 二十ミリメートル平方

- 一中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

岐阜県告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、可児都市計画下水道事業（可児市公共下水道）の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
可児市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

可児都市計画下水道事業 可児市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月十六日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、関ヶ原都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

関ヶ原町

二 都市計画事業の種類及び名称

関ヶ原都市計画下水道事業 関ヶ原町公共下水道

三 事業施行期間

平成四年十二月一日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

北方町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 北方町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十二月九日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百号

建築事務所長印に関する告示(平成十二年岐阜県告示第二百八十四号)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 1を次のように改める。

1 岐阜・西濃建築事務所



書 体 てん書

大 小 二二三ミリメートル平方

一中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

公 示

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、飛騨市営土地改良事業沼尻地区の換地処分を平成二十五年三月二十一日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十五年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社